

青森県報

第四千五百七十五号

平成三十一年
三月十一日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(交通政策課) ……一

告 示

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

○臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) ……二

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……五

○争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……六

○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更……………(林政課) ……六

○二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課) ……七

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部会計課) ……八

規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百四十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
村上新町病院	青森市新町二丁目一の一三	平成三十四年三月十一日

青森県告示第四百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉協議会 中泊町	社会福祉協議会 中泊町	社会福祉協議会 中泊町	名称	指定障害福祉サービス事業
北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	主たる事務所の所在地	
行動援護	重度訪問介護	居宅介護	障害福祉サービスの種類	
中泊町社会福祉協議会 支援事業所	中泊町社会福祉協議会 支援事業所	中泊町社会福祉協議会 支援事業所	名称	障害福祉サービス事業所
北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	所在地	
〃	〃	平成三・三・三	廃止年月日	

青森県告示第百四十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、平成三十一年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立 高等専門 技術学校	臨時の職 業訓練を 実施する 能力開発 校の名称	職業訓練 の種類・ 訓練課程	対象者	訓練科
普通職業 訓練課程 ・短業			公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦又は 支援指し を受けた 者	介護実務者研修科 パソコン事務科 簿記基礎科
				訓練期間
				定数
				授業料
				六月
				二〇人
				三月
				二〇人
				四月
				二〇人

青森県立
弘前高等
技術専門
学校

園芸実務科	販売士養成科	医療・調剤事務科	パソコン・ITパスポート科	宅建・FP養成科	介護実務者研修科	パソコン基礎科	パソコン基礎科	パソコン経理科	IT活用実務科	介護職員初任者研修実践科	Webプログラミング科	パソコン基礎科	医療事務科	簿記・企業会計科	パソコン事務・Web科	ファイナンシャルプランナー養成科
六月	三月	五月	六月	六月	六月	四月	三月	六月	二月	四月	六月	四月	三月	六月	四月	六月
一〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	一五人	二〇人	二〇人	二〇人	一五人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人

青森県立 八戸工業 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 高等専 門技術 校
--------------------	---------------------------	-------------------------

															害者であつて、 在職して いる者	
溶接科	自動車整備科	電気工事科	電気工事科	配管科	配管科	木造建築科	木造建築科	造園科	木造建築科	自動車整備科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	土木施工科	
時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間五	時三 間〇	時一 間五	時一 間五	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間八	時一 間二	時二 間四	時二 間四	時一 間二	
一〇 人	一五 人	一五 人	二〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	一五 人	二〇 人	二〇 人	一五 人	×二〇 回	×二五 回	二〇 人	
円千 三百	千円	円千 三百	円千 三百	百円 二千八	円千 三百	円千 三百	円千 三百	千円	円千 三百	千円	円千 六百	千円	百円 二千二	百円 二千二	千円	

青森県立 高等専 門技術 校	青森県立 高等専 門技術 校
-------------------------	-------------------------

普通職業 訓練課程 ・普

公共職業 安定所長 の受講指 示又は推 薦を受けた 者を

栄養士養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	電気工事科	溶接科	木造建築科	土木施工科	土木施工科	電気工事科	溶接科	溶接科	電気工事科	メカトロニクス科	電気工事科	電気工事科	配管科	配管科
二年	二年	二年	時一 間二	時一 間四	時一 間四	時一 間四	時一 間二	時一 間五	時一 間四	時二 間一	時一 間四	時一 間二	時一 間五	時一 間八	時三 間〇	時一 間五
一〇 人	一〇〇 人	一五 人	二〇 人	一〇 人	二〇 人	二〇 人	一五 人	一〇 人	一五 人	二〇 人	一五 人	×一五 回	×一五 回	三〇 人	二〇 人	一五 人
			千円	円千 二百	円千 二百	円千 二百	千円	円千 三百	円千 二百	円千 九百	円千 二百	千円	円千 三百	円千 六百	百円 二千八	円千 三百

青森県立 弘前高等 技術専門 校												青森県立 八戸工 科 学院		
美容師養成科	トータルビューティ シヤン養成科	情報処理技能者養成 科	介護福祉士養成科	保育士養成科	栄養士養成科	調理師養成科	美容師養成科	理容師養成科	栄養生養成科	美容師養成科	介護福祉士養成科	保育士養成科	理容師養成科	美容師養成科
二年	二年	二年	二年	二年	二年	一年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年
一〇人	一〇人	一五人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	四人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

公告する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）弘前田園複合施設
弘前市大字田園三丁目五の一二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社ワーク・ナリタ
弘前市大字高田一丁目二の一
代表取締役 成田忠範
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社丸大サクラキ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
- 2 株式会社セブンイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町八の八
代表取締役 古屋一樹
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十一年十月六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一二六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
三七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
三二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
六七・六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一一・七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社丸大サクラ薬局

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

(二) 株式会社セブーンイレブン・ジャパン

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成三十一年二月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十一年三月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年七月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

青森市長島二丁目一〇の一七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

生活を守る賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成三十一年三月十四日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独、または併用して行う。

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定により、指定した松くい虫に係る高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次の図のとおり変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により公表する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

〔「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三八地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。〕

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成三十一年七月七日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成三十一年九月十五日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成三十一年七月二十八日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成三十一年十月十三日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者

(二) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成三十一年四月一日（月）から同月十五日（月）まで

(2) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

東京都千代田区紀尾井町三の六 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技

術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

平成三十一年四月八日（月）午前十時から同月十五日（月）午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaetc.or.jp>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができない

かつた者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

期間 平成三十一年四月十八日(木)から同月二十二日(月)まで
時間 午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書受付場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム 五階夏泊

(三) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、(二)の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提出した受験申込書について行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 平成三十一年八月二十七日頃

(二) 設計製図の試験 平成三十一年十二月五日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 平成三十一年九月十日頃

(二) 設計製図の試験 平成三十一年十二月五日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七―七七三―二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

男性警察官用冬帽子ほか 総数八千五百五十三点

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

指名競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十一年一月十七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社さくら野百貨店青森本店

青森市新町一丁目一三の二

六 落札金額

五千二十七万八千八百六円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年十二月七日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭